個別規程 IIJ Smart Mobile Manager サービス

令和 8 年 11 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ Smart Mobile Manager サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
MaaS360	端末機器について、その OS が当社指定の対象 OS であり、かつ、当社が指定する利用態様であるものを対象として、端末機器及び／又は当該端末機器上で動作するアプリケーションを遠隔制御、設定管理及び情報収集等を同一基盤上で統合的に提供するもの

第 2 条(種別)

品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスには、次の種別(以下この個別規程において「種別」といいます。)があります。

種別	内容
デバイス・アプリ管理	端末機器及び当該端末機器上で動作するアプリケーションについて、遠隔制御、設定管理及び情報収集等を実施する機能を提供するもの
アプリ管理	端末機器に対し、端末機器上で動作するアプリケーションを配信する機能を提供するもの

第 3 条(対象 OS)

品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスにおいて契約者が利用することができる OS は、当社が別途指定する OS であり、かつ、当該 OS のバージョンが当社の指定するバージョンに適合している必要があります。

第 4 条(最低利用期間)

IIJ Smart Mobile Manager サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ Smart Mobile Manager サービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第 5 条(契約の単位)

当社は、品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスの場合にあっては、一の種別毎に一の IIJ Smart Mobile Manager サービス契約を締結します。

第 6 条（利用条件）

契約者は IIJ Smart Mobile Manager サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

(1) IIJ Smart Mobile Manager サービスの対象とする端末機器の用意
(2) IIJ Smart Mobile Manager サービスの対象とする端末機器の設定
(3) 前号に定める設定のほか、当社が指定する方法による IIJ Smart Mobile Manager サービスを利用するための必要な設定
(4) 前 3 号に定める事項のほか、当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、IIJ Smart Mobile Manager サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 7 条（利用資格）

品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスを利用するには、同サービスに用いられるソフトウェアのライセンサー等が定める事項（別途当社が指定するものとします）に同意する必要があります。

2 セキュア App コネクトオプションを利用するには、品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスの契約者である必要があります。

第 8 条（オプションサービス）

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ Smart Mobile Manager サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) セキュア App コネクトオプション
品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスの契約者に対し、隔離されたコンテナ領域を提供するためのソフトウェアを当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

3 セキュア App コネクトオプションの契約者は、当社が提供するソフトウェアを利用するにあたり、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

4 種別をアプリ管理とする IIJ Smart Mobile Manager サービスにおいてセキュア App コネクトオプションを利用するには、当該サービスの利用の申込と同時にセキュア App コネクトオプションの利用の申込を行うことが必要です。

5 オプションサービスにおける最低利用期間はありません。

6 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 9 条（ソフトウェアの利用）

契約者は、品目を MaaS360 とする IIJ Smart Mobile Manager サービスを利用する場合において、当社又は第三者が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第 10 条（解除の効力が生ずる日）

IIJ Smart Mobile Manager サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 種別をアプリ管理とする IIJ Smart Mobile Manager サービスにおけるセキュア App コネクトオプション契約が解除された場合には、当該オプション契約が対応する IIJ Smart Mobile Manager サービス契約は同日に解除されるものとします。

第 11 条（料金）

契約者が、IIJ Smart Mobile Manager サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ Smart Mobile Manager サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条（保証の限定）

IIJ Smart Mobile Manager サービスは以下の事項を保証するものではありません。

(1) 常に利用可能であること
(2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 13 条（機能の制限）

IIJ Smart Mobile Manager サービスは、無線ネットワーク区間その他 IIJ Smart Mobile Manager サービスが利用する通信区間における技術的な制約により、その機能の全部又は一部が制限されることがあります。

附則

平成 23 年 5 月 1 日施行

この契約約款は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

平成 23 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 23 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した品目を「iPad」とする IIJ Smart Mobile Manager サービス契約は、品目を「デバイス管理」とする IIJ Smart Mobile Manager サービス契約として有効に存続するものとします。

平成 23 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。

平成 24 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。

平成 25 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

平成 28 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 3 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した品目をデバイス管理とする IIJ Smart Mobile Manager サービス契約は、平成 28 年 4 月 1 日以降も平成 29 年 6 月 30 日まで従前の契約約款が適用さ

れるものとします。契約者が、平成 29 年 7 月 1 日以降、当該 IIJ Smart Mobile Manager サービスの利用を希望する場合は、当社が指定する方法で変更申込を行うものとします。

3 平成 28 年 3 月 31 日以前の契約約款に基づき成立したオペレーション代行オプションに係る IIJ Smart Mobile Manager サービス契約は、平成 28 年 4 月 1 日以降も平成 29 年 6 月 30 日まで従前の契約約款が適用されるものとします。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

令和 7 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

令和 8 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 11 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ Smart Mobile Manager サービスにおける料金等［第 11 条関係］

1 初期費用

(1) 基本サービス

品目	種別	料金
MaaS360	デバイス・アプリ管理	当社が別途契約者に示す金額
	アプリ管理	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
セキュア App コネクトオプション	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

品目	種別	対象 OS	料金
MaaS360	デバイス・アプリ管理	当社が別途指定する OS	当社が別途契約者に示す金額
	アプリ管理	当社が別途指定する OS	当社が別途契約者に示す金額

備考

基本サービスの月額費用の算定においては、日割計算が適用されません。

(2) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
セキュア App コネクトオプション	当社が別途契約者に示す金額

備考

オプションサービスの月額費用の算定においては、日割計算が適用されません。